

「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 P R T R 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 P R T R 対象物質等専門委員会合同会合報告（案）」に対する意見募集の結果について（案）

1. 意見募集の概要

「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 P R T R 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 P R T R 対象物質等専門委員会合同会合報告（案）」の内容について、以下のとおりパブリックコメントを実施した。

- 募集期間：平成 20 年 4 月 28 日（月）～平成 20 年 5 月 28 日（水）
- 告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）及び厚生労働省・経済産業省・環境省ホームページに掲載
- 意見提出方法：電子メール、郵送、FAX のいずれか

2. 御意見の提出件数

意見提出者数： 25 団体・個人
のべ意見数： 50 件

3. 寄せられた御意見の概要及びそれに対する考え方（案）について 別紙のとおり

パブリックコメントに対する考え方(案)

別紙

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	本文 P.3	届出対象事業者がきちんと届出しているのか、環境中への排出状況が環境モニタリング等で確認されているのか、確認されている場合は届出・届出外排出量の合計とあうのかを検討すべき。かなりの届出事業者が届け出ていないケースが多いと行政監査で指摘されており、その対応を行うべき。	PRTR制度の適切な届出の励行については、関係省において別途検討されるものと考えています。
2	本文 P.4	＜有害性の情報源＞の優先順位1の情報源として、食品安全委員会による食品健康安全評価を追加すべき。	報告案の別表1に示すとおり、今回の対象物質選定においては、食品安全委員会評価書を優先順位1の情報源として用いています。
3	本文 P.4	製造・輸入量の調査結果を公表すべき。対象物質の絞込みの根拠として有害性に関するデータは公表しているが、生産量に関するデータが公表されていないのは公平性を欠く。正確な数字が把握できない場合、1トン～、10トン～、100トン～、1000トン～、1万トン～、10万トン～のオーダーごとにランク分けして公表すべき。	化学物質の製造・輸入量に関する実態調査(平成16年度実績)結果報告として、化審法官報公示整理番号ごとに製造(出荷)・輸入量の合計を10のべき乗ごとに分けて、経済産業省のホームページで公表されています。
4	本文 P.4	届出・届出外排出量が全くない物質がそれぞれ22物質、10物質あることから、制度としての集計がうまくいったと評価すべきでない。届出がない理由と届出外の推計ができていない理由を明記すべき。	PRTR制度の対象となる354物質のうち、届出排出・移動量が0であった物質は約6.2%、届出排出・移動量及び届出外排出量が0であった物質は約2.8%にとどまっています。これらの物質は、オゾン層破壊物質や失効農薬等、製造・輸入がほとんどされていないと考えられる物質を含んでおり、例外的な物質であると考えています。
5	本文 P.5	＜環境での存在に関する判断基準＞に、「PRTR届出の実績がなくとも、生産・出荷実績があるものは、引き続き指定化学物質として残すこととする」を追加すべき。	環境中での存在に関する判断基準としては、現行の基準を引き続き採用することとしており、1年間の製造輸入量が一定量以上のもの等を対象物質としています。
6	本文 P.5	「3. 今後の課題」について、「このような物質については、登録失効農薬等を除き」を「このような物質については、登録失効農薬を含め」とすべき。登録失効農薬は、販売はされないが、回収命令が出されないかぎり、使用は規制されない。また、失効しても、同じ成分が他の用途で使用される場合があるので、失効したからといって、指定物質から削除するのは早計である。	環境での存在にかかる判断基準を満たさなくなった第一種指定化学物質のうち、農薬については実際上ほとんど使われていないと考えています。なお、失効農薬は農薬取締法によって製造、加工及び輸入が禁止されています。
7	本文 P.5	「3. 今後の課題」について、「さらに、このような物質については、事業者による自主的な取組として、今後ともMSDSの提供を継続することが望まれる」を「さらに、このような物質については、今後とも、事業者は、MSDSの提供を継続することを義務付けるべきである」とすべき。一旦登録失効した農薬が、また登録されることもある。また、農薬使用者の健康被害、受動被曝による第三者の健康被害がおこった場合、MSDSは、貴重な情報源となるから提供を継続することを法律で義務づける。	環境での存在にかかる判断基準を満たさなくなった現行対象物質については、有害性の観点からは引き続き注意を要する物質であること等から、化管法におけるMSDSの提供の義務はなくなるものの、事業者による自主的な取組として、今後ともMSDSの提供を継続することが望ましいと考えています。
8	別表2 33 アントラキノン	根拠とする有害性情報以外に相反する情報が存在し、変異原性の陽性・陰性の判断が分かれることから、同物質を第一種指定化学物質から外すべき。「CERI化学物質安全性(ハザード)データ集」における同物質の「5. ほ乳動物毒性データ5)変異原性・遺伝毒性」の項には、『ネズミチフス菌を用いた復帰突然変異試験では、陰性と陽性の結果が報告されている。』と記載されている。	in vivo陽性の根拠データとした文献(IUCLID、2000)にはin vivo陽性とin vivo陰性とされているデータがそれぞれ併記されているが、当該試験結果及びその他の試験の内容を更に精査した結果、当該試験結果から本物質をin vivo陽性と判断する根拠として不十分と判断されたことから、変異原性をクラス外に修正します。

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
9	別表2 33 アントラキノン	指定候補物質とされた根拠であるin vivoの試験結果は、試験に用いた試料の由来が不明なためアントラキノンの変異原性を正確に評価していない恐れがあり、この1点の試験結果のみをもってアントラキノンを第一種指定化学物質とすることは適切ではない。	in vivo陽性の根拠データとした文献(IUCLID、2000)にはin vivo陽性とin vivo陰性とされているデータがそれぞれ併記されているが、当該試験結果及びその他の試験の内容を更に精査した結果、当該試験結果から本物質をin vivo陽性と判断する根拠として不十分と判断されたことから、変異原性をクラス外に修正します。
10	別表2 38 イソプチルアルデヒド	変異原性は発がん性のスクリーニングと考えるべきであり、発がん性が無い事が確認されている変異原性物質を、わざわざ変異原性を根拠に追加候補とすべきでない。	変異原性は遺伝子に損傷を与える有害性の一つであり、変異原性物質は発がん性以外にも有害な影響を及ぼす可能性があるため、前回答申と同様に有害性の判断に係る項目として選定します。
11	別表2 54 2-エチルヘキサン酸	生殖毒性の出典に催奇性に関して9つの文献が引用されているが、母獣の影響がない状態で胎児に影響を認めたのはPennanenの文献のみで、100mg/kg/day以上で胎児の骨格に異常があったとしている。しかし、その文献は米国のCERHRで、300 mg/kg群の胎児に観察された骨格の異常は化骨のvariationであり、LOAELは300mg/kg、NOAELは100mg/kgであると評価されている。化骨のvariationについては、生後数日で化骨が進行し正常になることから生殖毒性の影響としては考えられておらず、GHSでは「わずかな変化」に相当し、影響はmarginalである。よって、生殖毒性を分類の根拠にすべきでない。	当該物質の生殖毒性クラス3の根拠とした試験結果(Patty (2002))では、母動物に影響を及ぼさない用量で、当該物質による内反足、多指、腓骨欠如等の骨格異常が示されており、骨格の変異及び骨化遅延はともに発生毒性の指標であるので、現状のとおりとします。
12	別表3 57 ニ-(チアゾール-四-イル)ベンズイミダゾール	主に食品添加物リストに登録されており、柑橘類やバナナ等の防カビ剤として広く使用されています。実際に、当該物質の食品添加物としての使用許可は、厚生労働省の指定添加物リスト認定手続きに基づいております。化学物質データベース等によれば、環境毒性や発がん性等、健康被害に関わる知見等も特に認められていない物質である。第二種指定化学物質に含めることの妥当性について再考すべき。	魚類の96時間LC50:0.56mg/l(AQUIRE)から現状のとおりとします。
13	別表3 57 ニ-(チアゾール-四-イル)ベンズイミダゾール	昭和53年10月15日発行の『時の動き』に当該物質の安全性等について詳しく解説されている。また、日本防菌防黴学会誌(Vol.24.No.11)に当該物質の安全性、環境毒性が解説されている。さらに、抗菌製品技術協議会の抗菌剤の安全性基準における(1)急性経口毒性LD50、(2)皮膚刺激性、(3)皮膚感作性、(4)変異原性についても、有機系防腐防黴剤としてクリアしており、第二種指定化学物質に含めることについて再考すべき。	魚類の96時間LC50:0.56mg/l(AQUIRE)から現状のとおりとします。
14	別表2 148 ジエタノールアミン	AQUIREには急性毒性の文献が多数掲載されており、採用されたデータを除くとEC50は100000 μ g/l以上である。この事実を勘案すると、引用された文献の急性毒性値は異常値の恐れがあり、せめて平均値を使用すべき。また、慢性毒性はNOEC 3200 μ g/L(ECETOC)であり、生態毒性の分類はクラス外になる。	甲殻類の48時間EC50:2150 μ g/l(AQUIRE、2003)から生態毒性クラス2としていましたが、当該試験はジエタノールアミンと脂肪酸の反応生成物についての試験結果であったことから、当該試験結果を不採用とします。
15	別表2 186 ジクロロベンゼン	p-ジクロロベンゼンとo-ジクロロベンゼンの毒性は大きく異なり、これらを一元管理することで本来のPRTRの目的を達せられなくなる可能性があるとともに、GHS分類表示にも大きな支障をきたす。また、p-ジクロロベンゼンが常温において固体であるのに対し、o-ジクロロベンゼンは液体であり、MSDSも1対1対応ができないので、従来どおり、物質名:p-ジクロロベンゼンに戻すべき。	前回答申を踏襲し、類似の構造・毒性を有する場合は物質群として指定していることから、現状のとおりとします。

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
16	別表2 242 ステアリン酸ナトリウム、 別表3 15 オレイン酸ナトリウム	ステアリン酸ナトリウムとオレイン酸ナトリウムは河川中ではステアリン酸カルシウム、オレイン酸カルシウムになるので環境中には存在せず、また実際の河川中では生態毒性のデータは低いことから指定から外すべき。	ステアリン酸ナトリウムとオレイン酸ナトリウムは環境中で不溶性であるカルシウム塩となり、カルシウム塩の水溶解度限界までの濃度において毒性の発現がないと考えられ、生態毒性をクラス外に修正します。
17	別表2 242 ステアリン酸ナトリウム、 別表3 15 オレイン酸ナトリウム	これらの物質は、川において界面活性剤(塩)としては存在しない。せっけんはステアリン酸・オレイン酸に油脂を混合して作られており、家庭排水から環境中に排出されるこれら2物質は少ないものと考えられ、また、多量にこれら2物質を含む排水を出す所は必ず下水道を経由するため、環境中への排出は少ないものと考えられる。ステアリン酸・オレイン酸の油脂には毒性はない。以上より、ステアリン酸ナトリウム・オレイン酸ナトリウムを除外すべき。	ステアリン酸ナトリウムとオレイン酸ナトリウムは環境中で不溶性であるカルシウム塩となり、カルシウム塩の水溶解度限界までの濃度において毒性の発現がないと考えられ、生態毒性をクラス外に修正します。
18	別表2 242 ステアリン酸ナトリウム、 別表3 15 オレイン酸ナトリウム	これらの物質は5000年前から使われている石けんの成分であり、環境中への残留は確認されていない。自然界において分解性が早く、ばく露時間21日まで環境中で存在しない。出典となっている環境省生態影響試験の詳細の報告がない。使われた水は環境中の水であるべき。一つの実験、一機関の実験で決めるべきでない。環境省グリーン購入法に係る特定調達品目の洗面所の手洗い洗剤は、廃油又は動植物油脂を原料とした石けん液又は石けんとされており、PRTR追加物質とするには矛盾がある。リサイクルせっけんはエコマークの認証登録規格品である。以上より、追加物質から削除すべき。	ステアリン酸ナトリウムとオレイン酸ナトリウムは環境中で不溶性であるカルシウム塩となり、カルシウム塩の水溶解度限界までの濃度において毒性の発現がないと考えられ、生態毒性をクラス外に修正します。
19	別表2 248 水素化テルフェニル	当該物質は生態毒性クラス1を理由として、化管法第一種指定化学物質の候補としているが、生態毒性の根拠となっている試験の試料が混合物であるので、当該物質の生態毒性が不明であり候補物質から除外すべき。	試料が混合物であるという理由のみで当該試験結果を採用すべきでないとは考えていません。なお、当該物質は水に不溶(HADB)との報告があり、水溶解度限界までの濃度において毒性の発現がないと考えられ、生態毒性をクラス外に修正します。
20	別表2 248 水素化テルフェニル	生態毒性の根拠としたデータはOECDのガイドラインに準拠していない。また、水素化テルフェニルの水溶性は0.06mg/L以下であり、毒性値以下である。 作業環境許容濃度について、当該物質の蒸気圧は0.00266hPa(25℃)であることから、常温での濃度は0.25008ppmと算出され、ACGIHで示された許容濃度TWA: 0.5ppmに達しない。 以上より、候補物質から除外すべき。	水に不溶(HADB)との報告があり、水溶解度限界までの濃度において毒性の発現がないと考えられ、生態毒性をクラス外に修正します。 0.5ppmの水素化テルフェニルの気体にばく露することがないとする十分な根拠がないことから、作業環境許容濃度については現状のとおりとします。
21	別表2 257 1-デカノール	1-デカノールの環境濃度については、環境省の化学物質環境調査に公開されており、水質では27地点の全点で検出されず(分析下限0~50 µg/L)、底質も同じく27地点の全点で検出されていない。(分析下限0.3~1 µg/g-dry)この分析限界以下であれば、セレナストラムへのLC50をはるかに下回っている。以上の点から、候補物質から除外すべき。	当該物質は、製造・輸入量区分が1であることから、生態毒性がクラス1であることから、第一種指定化学物質の選定基準を満たしていますので、現状のとおりとします。
22	別表2 259 デカン酸	本物質のセレナストラムの生態毒性NOEC(0.02mg/L)は環境省の生態毒性試験報告(平成18年度版)には見いだせず、異なる結果が環境省ホームページに記載されており、これらの差を明確にすべきである。公表されているデータを採用すべき。もし面積法(NOEC 1.8mg/l)を採用すれば、生態毒性の範囲外である。	採用したデータは環境省ホームページで公表されており、藻類の72時間NOEC: 0.97mg/l(環境省生態毒性試験報告)から現状のとおりとします(パブリックコメントの参考資料(生態毒性)参照)。

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
23	別表2 261 テトラアルキル(又はアルケニル)アンモニウム塩(炭素数が八以上二十四までのアルキル基又はアルケニル基が一つ以上であり、その他のアルキル基又はアルケニル基の炭素数が一から五までのものに限る。)	物質名を難水溶性物質が対象外となるように見直すべき。例えば、「テトラアルキル(又はアルケニル)アンモニウム塩(炭素数が八以上二十までのアルキル基又はアルケニル基が一つであり、その他のアルキル基又はアルケニル基の炭素数が一から五までのものに限る。)」とする。CAS番号欄から112-02-7を削除すべき。	難水溶性物質を対象外とするため、CAS番号に則り、水溶性物質である「ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド」に名称を修正します。
24	別表2 261 テトラアルキル(又はアルケニル)アンモニウム塩(炭素数が八以上二十四までのアルキル基又はアルケニル基が一つ以上であり、その他のアルキル基又はアルケニル基の炭素数が一から五までのものに限る。)	CAS番号と物質名が一致しないものがあり、CAS番号に相当する化学物質名に則って物質名を訂正すべき。テトラアルキル(又はアルケニル)アンモニウム塩(C数が8-24までのアルキル基又はアルケニル基が1つ以上で、その他のアルキル基又はアルケニル基のC数が1-5までのものに限る。)⇒セチルトリメチルアンモニウム＝クロリド	CAS番号に則り、「ヘキサデシルトリメチルアンモニウム＝クロリド」に名称を修正します。
25	別表2 265 四・五・六・七-テトラクロロ-一・三-ジヒドロベンゾ[c]フラン-ニ-オン(別名 フサライド)	記載の化学名が違っていると考えられる。IUPAC名では4,5,6,7-テトラクロロフタリド、CA名では4,5,6,7-テトラクロロ-1(3H)-イソベンゾフランと表記される。	IUPAC命名法に基づき、「四・五・六・七-テトラクロロイソベンゾフラン-一(三H)-オン」に名称を修正します。
26	別表2 308 鉛化合物	鉛化合物のうち、生殖発生毒性クラス1の情報が確認された個別物質を特定第一種指定化学物質とすべき。鉛化合物のうち、生殖発生毒性クラス1の情報が確認されていない個別物質を特定第一種指定化学物質とすべきでない。	前回答申を踏襲し、類似の構造・毒性を有する場合は物質群として指定しており、また、元素とその化合物が異なる毒性を示す場合には、両者を区別して取り扱っていることから、現状のとおりとします。なお、EURIスク警句では、「その他の鉛化合物」をRepr.カテゴリ-1(R61)、Repr.カテゴリ-3(R62)とされています。 R61: 胎児に有害であるおそれがある R62: 受胎能力を害するリスクの可能性
27	別表2 308 鉛化合物	生殖毒性クラス1が確認された硝酸塩、四エチル鉛、酢酸鉛の3物質のみ特定第一種指定化学物質に変更し、その他の鉛化合物は従来どおり第一種指定化学物質にすべき。	前回答申を踏襲し、類似の構造・毒性を有する場合は物質群として指定しており、また、元素とその化合物が異なる毒性を示す場合には、両者を区別して取り扱っていることから、現状のとおりとします。なお、EURIスク警句では、「その他の鉛化合物」をRepr.カテゴリ-1(R61)、Repr.カテゴリ-3(R62)とされています。 R61: 胎児に有害であるおそれがある R62: 受胎能力を害するリスクの可能性

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
28 (意見 件数: 2)	別表2 355 フタル酸ビス(ニエチルヘキシル)	発がん性のクラスを2としているが、IARCの分類「3」に準じていない。NTPの発がん性分類をRとしているが、最新の12th Reportではヒト発がん性であることが予測される物質のリストから除外される可能性ありと記載されている。GHS分類に関する回答案では「区分外」に修正されている。 生殖毒性のクラスを2としているが、げっ歯類と霊長類では種差のあることが示されており、げっ歯類で得られたデータを人に適用できる、とは言えない。GHSにおける生殖毒性の分類は「分類できない」に修正されている。 経口慢性クラスを2としているが、参考資料3にはDEHPは示されていない。GHS分類に関する回答案の特定標的臓器毒性(反復暴露)では「区分外」に修正されている。 生態毒性クラスを1としているが、参考資料11にオオミジンコにおけるEC50 0.37mg/lとあるが、水への溶解度は0.003mg/lであることから、水中に分散したDEHP粒子による物理的な作用によるものと考えるのが妥当である。GHSの水生環境急性有害性(急性)初期評価ではDEHPの水溶解度(0.003mg/l)までの濃度で急性毒性が報告されていないことから「区分外」の分類とされた。	発がん性について、前回答申と同様に、IARCで「2A」又は「2B」、又はその他の2つ以上の機関で該当する場合にクラス2としており、当該物質はACGIHでA3、日本産業衛生学会で2B、EPAでB2、NTPでRより現状のとおりとします。 生殖毒性について、EUリスク警句でRepr.カテゴリー2(R60-61)とされており、かつ、根拠となるデータとしてマウス/ラットの試験結果が得られているので、前回答申に基づき現状のとおりとします。 経口慢性毒性は水質基準:0.006mg/l(EPA)より現状のとおりとします(第3回合同会合参考資料4参照)。 生態毒性について、水溶解度をEU-RARより0.003mg/lとしていましたが、PPHYSROP.DBの0.27mg/lを採用しました。甲殻類の48時間EC50:0.37mg/l(EU-RAR、2001)から現状のとおりとします。
29	別表2 366 ニーターシャリーブチルー四一ヒドロキシアニソール及びニーターシャリーブチルー四一ヒドロキシアニソール	本物質は平成16年度の生産輸入量は100トン/年未満と確信する。もし100トン/年未満であれば、本品が農薬・特定第一種化学物質(発がん性)・オゾン層破壊物質ではないので、化管法第一種指定化学物質の対象にすべきでない。本物質はIARCで1987年に発がんクラス2Bに指定されている。しかし、1990年のカナダ厚生省の専門官から出された総説でラットの前胃における本物質が原因とみなされる扁平上皮癌については否定的な意見が出されている。この文献によれば本物質を発がん・クラス2Bに指定される根拠が薄弱である。GHS文書(第二版)3.6.2.3.4.においてもラットの前胃における癌上異常は投与方法によって疑わしい場合があると記載されている。	製造・輸入量については、平成16年度の実態調査において100トン/年以上との結果が得られています。また、発がん性については、IARCで「2B」、NTPで「R」であることから、現状のとおりとします。
30	別表2 393 ノルマルヘキサン	生殖毒性について、1000 ppmを超える高い投与量での反復的なばく露の場合にのみ睾丸に病変が見られており、許容濃度を大幅に超える濃度でのばく露は想定されにくいと思われるので、生殖毒性の観点からの対象物質へ追加すべきでない。	今回用いた生殖毒性の有害性分類において、用量についての限定条件は設定されていないので、現状のとおりとします。
31	別表2 397 ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩は、安全に取り扱うことのできる物質であることから人体に触れる場所で広く使われている。PRTR物質への指定は、これらの用途での使用を制限する恐れがある。特に土壌の有機物汚染に対する土壌改質剤として有効であり、規制により環境対策の遅れにつながる恐れがあり、PRTR物質として規制すべきでない。	感作性について、EUリスク警句でR42とされており、かつ、根拠となるデータとして、NICNAS(2001)、SIDS(2005)にヒトで吸入暴露により喘息症状が誘発されたとの症例報告があることから、前回答申に基づき現状のとおりとします。
32	別表2 410 ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル硫酸塩	CAS番号と物質名が一致しないものがあり、CAS番号に相当する化学物質名に則って物質名を訂正すべき。ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル硫酸塩⇒ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸ナトリウム塩	「ポリ(オキシエチレン)＝ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム」に名称を修正します。
33	別表2 441 N－メチルーニ－ピロリドン	当該物質はCAS番号は和名N－メチルーニ－ピロリドンではなく、N－ビニルピロリドンである。本物質に記載されている有害性(資料－4)からN－ビニルピロリドンであると思われる。	「N－ビニルーニ－ピロリドン」に名称を修正します。

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
34	別表3 6 アルキル硫酸塩(アルキル基のC数が(16-18)までのもの及びその混合物に限る。)	CAS番号と物質名が一致しないものがあり、CAS番号に相当する化学物質名に則って物質名を訂正すべき。アルキル硫酸塩(アルキル基のC数が(16-18)までのもの及びその混合物に限る。)⇒アルキル硫酸ナトリウム塩(アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る)	「アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が十六から十八までのもの及びその混合物に限る)」に名称を修正します。
35	その他	新たに追加された物質はすでにGHS分類された1500物質には含まれていないが、近くまた同じように分類される予定はあるのか。	GHS危険有害性分類事業の今後の予定については、関係省において別途検討されるものと考えています。
36	その他	現行化管法対象物質である2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名シメトリン)について、輸入・製造数量が不明のため一種から除外するとしているが、2007年度農薬要覧のシメトリン含有製剤の生産量から平成18農薬年度の取扱数量は38.7tとなることから、除外することは不適と考えられる。	農薬の製造・輸入量は、農薬要覧2006(H17農薬年度)に基づき(第1回合同会合資料4-3参照)、当該統計の「国内原体生産量」、「輸入原体量」、「輸入製剤量」の和として算定を行っています。当該物質についてこれらのデータは示されていないことから、製造・輸入量のクラスは現状のとおりとします。なお、No.47に示しているとおり、「農薬残留対策総合調査」における一般環境中でのモニタリング結果を踏まえ、シメトリンを第一種指定化学物質の候補に修正します。
37	その他	化管法導入時においては、対象事業者については、年間取扱量5トン以上の事業者であったが、今回の物質導入に関しては、年間取扱量1トン以上の事業者となっている為、情報伝達には、更に時間を要するのは避けられない。別表2に示された物質のうち、新たに化管法対象物質に選定された物質についての情報伝達を行うため、政令改正の後、一年以上の充分な周知期間を取り、MSDSの提供、排出量の把握の開始と段階的な実施すべき。	政令改正の後の周知期間については、関係省において別途検討されるものと考えています。
38	その他	別表2に候補物質は提示されているが、MSDSの提供の開始時期、年間取扱量の届出開始時期が提示されていない。我々の業界では、追加候補物質を調剤の成分として流通させるケースが多く、追加候補物質の含有量の決定、MSDS作成および排出量の把握、届出などの準備作業には相当長期間を要するのは確実である。従って、追加の指定物質の決定後、実施時期までに最低1年間以上の猶予を設置すべき。	政令改正の後の周知期間については、関係省において別途検討されるものと考えています。
39	その他	別表2の番号がそのまま政令番号になると、既存該当物質の政令番号も変更されることになり混乱が予想されることから、既存該当物質の政令番号は変更すべきでない。既存該当物質の政令番号が変更されるのであれば、MSDS及び関連印刷物に表示されている番号変更に一定の時間が必要です。その場合は一年程度の猶予期間設定を設置すべき。	政令番号や、政令改正の後の周知期間については、関係省において別途検討されるものと考えています。
40	その他	PRTR制度では、一般の化学物質よりも、厳しく、年間10トン以上の取り扱い事業者に届出が義務付けられているものの、現状では個々の「農薬等」の指定物質の排出量は、正確につかめていない。そこで、「農薬等」の製剤を総量で年間1トン以上取り扱う販売業者に指定物質を含む製剤の販売量の届出を義務づけることを提案する。	今回の審議会への諮問事項は化管法の対象物質の指定について検討を行うものであり、御指摘の内容は対象物質の指定に関するものではありません。

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
41	その他	防除業者は、一般使用者よりも、多種多量の薬剤を取り扱っているが、農薬取締法で散布計画の届出が義務づけられているのは、空中散布業者、ゴルフ場での使用者、くん蒸剤処理業者しかない。防除業者に「農薬等」の使用・排出量の提出を義務付ける法律・制度が必要である。個人の農薬使用者にも、農薬使用履歴の帳簿で、使用量の記載が求められているの、これを報告し、集計する制度が必要である。	今回の審議会への諮問事項は化管法の対象物質の指定について検討を行うものであり、御指摘の内容は対象物質の指定に関するものではありません。
42	その他	農薬や殺虫剤などで、健康被害をうけるのは、使用者だけでなく、受動被曝の第三者であることを思えば、だれでも、MSDSを容易に入手できるようにすべきである。少なくとも、指定化学物質を含む「農薬等」の製品のラベルには、MSDSの入手先を明記すべき。	今回の審議会への諮問事項は化管法の対象物質の指定について検討を行うものであり、御指摘の内容は対象物質の指定に関するものではありません。
43	その他	有害性が確認されないとして、指定リストから削除された登録農薬グルホシネート、チフェンスルフロンメチル、ピラゾレートはPRTR指定物質としてそのまま残すべき。食品安全委員会での健康影響評価が終わっていない。グルホシネートの動物実験で、ラットへの皮下注射で易興奮性が見られた／妊娠ラットへの皮下注射で、仔が易興奮性を示したとの報告がある。	今回の対象物質の選定に用いた有害性情報の収集・整理のための情報源において、グルホシネートとチフェンスルフロンメチルについて有害性の判断基準に該当する情報は得られませんでした。ピラゾレートの経口慢性毒性について、農薬ADI: 0.006mg/kg体重/日(日本)からクラス3に修正し、第一種指定化学物質の候補に修正します。
44	その他	生産量の面から指定を解除された農薬のうち、次の13の登録農薬について、2006年の製剤の国内出荷量が1トンを超えるため(出典: 農薬要覧2007年版)、PRTR指定物質とすべき。イミベンコナゾール、エスプロカルブ、シアノホス、ジクロフェンチオン、シクロプロトリン、シペルメトリン、シメトリン、テニルクロール、ピリミジフェン、フェンバレーレート、フルスルファミド、フルバリネート、プロパニル	農薬の製造・輸入量は、農薬要覧2006(H17農薬年度)に基づき(第1回合同会合資料4-3参照)、当該統計の「国内原体生産量」、「輸入原体量」、「輸入製剤量」の和として算定を行っています。当該物質についてこれらのデータは示されていないことから、現状のとおりとします。
45	その他	家庭用殺虫剤やシロアリ防除剤として身近で使用されている次の物質は、室内汚染、環境汚染の恐れがあり、指定物質として検討すべき。アミフルメト、イミプロトリン、オクタクロジプロビルエーテル、シフェントリン、ディート(ジエチルトルアミド)、ヒドラメチルノン、フェントリン、フタルスリン、フラメトリン、プラレトリン、フルトリン、メタフルトリン、トランスフルトリン、プロフルトリン、メトキサジアゾン、メトプレ	今回の対象物質の選定においては、国内外の化学物質に関する関連法令や調査結果に基づき、対象物質として追加される可能性がある候補物質(約3,000)を抽出しており、殺虫剤や防除剤として使用されている物質も含めて検討を行っています。御指摘の物質のうち、テフルトリンを第一種指定化学物質の候補としています(報告案の別表2、3参照)。
46	その他	農薬だけでなく、その他の用途でも使用されている次の物質は、家庭用殺虫剤やシロアリ防除剤、非農作物用除草剤として身の回りで使用されており、その有害性が懸念されるため、指定物質とすべき。アレスリン、アセタミプリド、イミダクロプリド、カスガマイシン、キャプタン、グリホサート、クロチアニジン、ジノテフラン、シプロコナゾール、シラフルオフェン、チアメトキサム、ピフェントリン、フェノブカルブ、プラレトリン、プロボキスル、ヘキサコナゾール	今回の対象物質の選定においては、国内外の化学物質に関する関連法令や調査結果に基づき、対象物質として追加される可能性がある候補物質(約3,000)を抽出しており、農薬に限らず殺虫剤や防除剤、除草剤として使用されている物質も含めて検討を行っています。御指摘の物質のうち、フェノブカルブを第一種指定化学物質の候補として、ピフェントリンを第二種指定化学物質の候補としています(報告案の別表2、3参照)。

No.	報告(案)の該当箇所	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
47	その他	次に示す農薬は、環境省の実施した「農薬残留対策に関する総合調査」(2003-05年度)で、水質や魚介類に検出されており、登録農薬でもあるので、指定物質とすべき。エスプロカルブ、クロメプロップ、シメトリン、ダイムロン、テニルクロール、ピラゾスルフロンエチル、ピリミノパックメチル、ピロキロン、プロシミドン、プロベナゾール、プロモブチド、ペンシクロン、ペンスルフロンメチル、ベンタゾン、ベンフレセート、ペントキサゾン、メタラキシル、メミノストロビン、レナシル	環境省が実施した「農薬残留対策総合調査」における一般環境中でのモニタリング結果を、ばく露情報からの判断基準のうち「一般環境中での検出状況」に用いるものとする。このモニタリング結果を踏まえ、シメトリンを第一種指定化学物質の候補に修正します。
48	その他	HCB(ヘキサクロロベンゼン)はそれ自体は使用されていないが、他の物質の不純物や焼却による非意図的生成物であり、ダイオキシン類と同じ位置づけで、指定物質にすべき。	事業活動に伴って付随的に生成・排出される化学物質は、排出量の推計が一般的に困難であり、現在は、実測が義務づけられているダイオキシン類を第一種指定化学物質としています。次回の見直しにおいては、付随的生成物の選定に向けた排出量把握方法の確立等に取り組む必要があると考えています。
49	その他	新たな対象物質について、業種ごとの推計方法を見直す必要があるか検討すべき。推計できないものがあれば対象からはずすべき。	届出外排出量の推計方法については、関係省において別途検討されるものと考えています。